

## 常総衛生組合公示第1号

### 平成31年度常総衛生組合一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号，以下「法」という）の規定により，平成31年度の計画を次のように定める。

平成31年1月29日

常総衛生組合管理者 小田川 浩

- 1 常総衛生組合「常総市，守谷市，坂東市，つくばみらい市」におけるし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は，次のとおりである。

品 名	処 理 量
生 し 尿	3,777 kℓ
浄化槽汚泥	30,463 kℓ
計	34,240 kℓ

- 2 一般廃棄物の処理主体  
一般廃棄物の収集運搬は，許可業者によるものとする。ただし，最終処分については，委託業者による。

- 3 処理計画

- (1) 収集、運搬

- ア 収集区域の範囲

- 関係市全域とする。

イ 収集の方法

生し尿及び浄化槽汚泥（農集・コミプラ含む）

別に定める計画に従い許可業者が収集し，常総衛生組合へ搬入する。

(2) 中間処理計画

ア し尿処理施設

施設の名称：常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」

所在地：つくばみらい市小絹1450

方式：標準脱窒素処理方式＋高度処理

能力：100kℓ/日＋50kℓ/日 150kℓ/日

イ し尿処理施設は常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」に限る。

I 市別投入量 (kℓ/年)

市名	生し尿	浄化槽汚泥	計
常総市	916	13,028	13,944
守谷市	290	411	701
坂東市	1,366	11,030	12,396
つくばみらい市	1,205	5,994	7,199
計	3,777	30,463	34,240

※1 常総市は旧水海道市，坂東市は旧岩井市の区域とする。

※2 浄化槽汚泥には，農集・コミプラの汚泥が含まれる。

## II 業者別投入量 (kℓ/年)

許 可 業 者	生 し 尿	浄化槽汚泥	計
(有) 東 海	252	8,621	8,873
(有) 石 山 清 掃	663	4,744	5,407
平 尾 商 事	362	3,533	3,895
(株) 常 陽 清 掃	1,005	8,044	9,049
(株) シイナクリーン	1,262	3,673	4,935
関 東 商 事 (株)	233	1,848	2,081
計	3,777	30,463	34,240

## III 常総衛生組合より排出される廃棄物の最終処分計画

し渣及び脱水汚泥・・・焼却後埋立処分（北茨城市） 80t/年

沈 砂・・・埋立処分（北茨城市） 20t/年

〔5年に1回100t排出〕

#### IV 市別詳細

##### 投入量 (kℓ/年)

市 名	生し尿	浄 化 槽 汚 泥			合 計
		単 独	合 併	計	
常 総 市	916	3,514	9,514	13,028	13,944
守 谷 市	290	120	291	411	701
坂 東 市	1,366	5,079	5,951	11,030	12,396
つくばみらい市	1,205	1,279	4,715	5,994	7,199
計	3,777	9,992	20,471	30,463	34,240

##### 処理人口 (人)

市 名	生し尿	浄 化 槽 汚 泥			合 計
		単 独	合 併	計	
常 総 市	1,793	12,825	21,721	34,546	36,339
守 谷 市	568	438	664	1,102	1,670
坂 東 市	2,673	18,536	13,587	32,123	34,796
つくばみらい市	2,358	4,668	10,765	15,433	17,791
計	7,392	36,467	46,737	83,204	90,596